

第 3 期 新得町地域福祉計画 (概要版)



令和3年3月

新 得 町

地域福祉計画策定の趣旨

○背景

高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、人々が暮らしていくうえでの課題は、様々な分野の課題が絡み合って「複雑化」し、また、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど「複合化」しています。

一方、少子高齢・人口減少という国及び地域が抱えている大きな課題は、国全体の経済・社会の存続の危機に直結する大きな課題であるといえます。人口減少により多くの地域では社会経済の担い手の減少を招き、地域の活力や持続可能性を脅かす課題を抱えています。

そこで、暮らしにおける人と人のつながりを再構築することで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められています。また、人口減少を乗り越えていく上で、社会保障や産業などの領域を超えてつながり、地域社会全体を支えていくことが、これまでも増して重要となっています。

○地域福祉とは

すべての人が住み慣れた家庭や地域の中で、同じ社会の一員として認め合い、その人らしく、安心した生活が送れるよう、個人・家庭、地域・団体等とともに、行政が、協働して自分たちの住む地域を暮らしやすくする取り組みを進め、「共に生き、支え合う社会」（共生社会）をつくること、それが「地域福祉」です。

○地域福祉計画とは

地域に住むだれもが安心して、その人らしく生活できるよう、日常生活の様々な問題解決のために、個人・家庭、地域・団体・民間事業者、行政がそれぞれに取り組むべきことを年齢、性別、障がいの有無などの枠を越えて、総合的に計画化していくのが「地域福祉計画」です。

基本理念

地域においては、共に生活する住民同士が互いに認め合うことがまず必要です。

認め合い、尊重し合うことが共に暮らすノーマライゼーションを踏まえた地域づくりのスタートとなります。そこから支え合いの活動が生まれ、一人ひとりの個性を尊重した幸せな地域生活の実現に向けた歩みが始まります。笑顔の絶えない、生き生きとした地域共生社会をみんなで創造していくことを目指して、基本理念を次のように描きます。

地域で支え合う 住みよいまち 新得町

～だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくり～

計画の期間・施策体系

計画の期間は、令和3年度から5年間とします。また基本理念「地域で支え合う住みよいまち新得町」の実現を目指し、4つの基本目標を定め、施策を展開していきます。

基本目標と施策の柱

基本目標1 助け合い、支え合う地域づくり

共に支え合う地域づくりを実現するため、町民が主体となった地域福祉活動を展開するとともに、地域福祉活動拠点や、災害時における避難行動要支援者の避難態勢の整備を図ります。また、社会福祉協議会との連携強化を図り、助け合い、支え合う地域づくりを進めます。

施策の柱

- (1) 町民主体による地域福祉活動の展開
- (2) 地域交流、地域福祉活動の拠点整備
- (3) 災害からの避難行動要支援者の避難支援

基本目標2 地域福祉の担い手づくり

互いに助け合い、支え合う地域活動は、だれもがその担い手として地域に関心を持ち、自らでできることに取り組むことが求められます。そこで子どもから大人まで福祉に対する認識が深められるように、ボランティア活動や高齢者との交流、学校における福祉教育などの機会の充実に努めるとともに、ボランティアの育成や活動の場づくりに取り組みます。

施策の柱

- (1) 自立した地域社会を目指す豊かな福祉意識の醸成
- (2) ボランティア活動の積極的な展開

基本目標3 安心して暮らせる仕組みづくり

何らかの支援が必要になっても、地域で安心した生活が送れるよう、各種の福祉サービスを有効に活用する仕組みとして、だれもが適切に福祉関連の情報を入手できる体制を整えとともに、身近な地域で必要なサービスを利用できる体制の整備、福祉サービスの提供体制の充実を図ります。

施策の柱

- (1) だれもが適切に情報を入手できる体制の整備
- (2) 身近な地域で必要な福祉サービスを利用できる体制の整備
- (3) 福祉サービス提供体制の充実
- (4) 権利擁護の推進

基本目標4 社会参加に向けた環境・ネットワークづくり

高齢者や障がい者をはじめ、誰もが安全で快適に暮らせる環境を創出するため、公共施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン推進等の整備、交通手段の確保、また、年齢や障がいの有無にかかわらず、豊かな人生を住み慣れた地域で送れるよう就労、社会参加の促進や地域住民自身の知恵と力を活かした地域産業との連携を進めます。

施策の柱

- (1) 快適で利用しやすい施設、住宅環境の整備
- (2) 地域における交通手段・除雪体制の確保
- (3) 就労・社会参加の促進
- (4) 地域産業との連携

計画の実現に向けて

○町民、事業者、行政の役割分担

①町民の役割

町民一人ひとりが地域社会の構成員の一員であるという自覚を持ち、地域福祉向上に対する意識を高めることが大切です。

今後は、地域福祉の担い手として福祉施策に対する意見を表明したり、自らボランティアなどの社会活動に積極的かつ主体的に参加したりするといった役割が求められます。

②事業者の役割

福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援を基本とするほか、サービスの質の確保、利用者保護、事業内容やサービス内容の情報提供及び公開、さらに他のサービスとの連携に取り組むことが必要となります。

③行政の役割

地域福祉の推進にあたって、行政には町民の福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進する責務があります。

そのために、地域福祉を推進する町民や関係機関・団体等の役割を踏まえながら、相互の連携・協力を図るとともに、町民ニーズの把握と地域の特性に配慮して、施策の推進に努めていきます。さらに、地域福祉への町民参加の機会の拡充を図るとともに、総合相談体制や地域福祉活動拠点の整備及び情報提供の充実を推進していきます。

新得町役場保健福祉課

〒081-0013 北海道上川郡新得町3条南3丁目5番地

TEL : 0156-64-0533 FAX : 0156-64-0534

E-MAIL : hoken@town.shintoku.hokkaido.jp

令和3年3月

